

「山形市児童遊戯施設べにっこひろば」に 自動販売機を設置する事業者を募集します

一般競争入札により、「山形市児童遊戯施設べにっこひろば」への自動販売機設置業者を決定しますので、入札に参加を希望する方は、募集要領等をご覧のうえ、お申し込みください。

1 貸付物件

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市児童遊戯施設 べにっこひろば 山形市樋越 22 番地	2019年 6月1日から 2022年 3月31日まで	休憩室	食品汎用機 1台	1.50 m ² /台 *下記参照
2	山形市児童遊戯施設 べにっこひろば 山形市樋越 22 番地	2019年 6月1日から 2022年 3月31日まで	休憩室	アイスクリーム (冷菓) 1台	1.50 m ² /台 *下記参照

*回収ボックス、転倒防止版含む 1.50 m² (うち高さ 120cm の面積 0.2 m²)

※入札は物件ごとに行い、応札者のうち入札貸付料率の高かった者がそれぞれ落札者として決定します。

2 入札参加資格確認申請

(1) 入札参加資格確認申請書及び提出書類

「自動販売機設置事業者募集要項」のとおり提出してください。

(2) 提出先

山形市樋越 22 番地 山形市児童遊戯施設べにっこひろば

電話 023-674-0220

(3) 受付期間

2019年5月14日(火)から2019年5月24日(金)までの期間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。

3 入札日時・場所

日時 2019年5月28日(火)

物件1：午前10時30分から

物件2：午前11時00分から

場所 山形市児童遊戯施設 べにっこひろば 相談室

4 募集要項・参加資格確認申請等

- (1) 募集要項
- (2) 仕様書
- (3) 自動販売機設置場所
- (4) 入札参加資格確認申請関係書類
 - ・ 入札参加資格確認申請書
 - ・ 誓約書
 - ・ 業務実績書
 - ・ 質問書
- (5) 入札書、委任状

連絡先

〒990-0815

山形市樋越 22 番地

山形市児童遊戯施設べにっこひろば 担当：土肥

TEL：023-674-0220

FAX：023-674-0221

E-mail benikko@ikuji-land.jp

(1) 【募集要項】

自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機設置に係る市有財産の貸付け（山形市児童遊戯施設べにっこひろば）

特定非営利活動法人やまがた育児サークルランドでは、所有者 山形市から借り受けた「山形市児童遊戯施設べにっこひろば」の一部面積に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退などが無いように十分ご検討のうえ、入札にご参加ください。

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための借受市有財産の転貸借

(2) 貸付物件

次の物件番号の順にそれぞれ入札を実施する。

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市児童遊戯施設 べにっこひろば 山形市樋越 22 番地	2019年 6月1日から 2022年 3月31日まで	休憩室	食品汎用機 1台	1.50 m ² /台 *下記参照
2	山形市児童遊戯施設 べにっこひろば 山形市樋越 22 番地	2019年 6月1日から 2022年 3月31日まで	休憩室	アイスクリーム (冷蔵) 1台	1.50 m ² /台 *下記参照

*1.50 m²（うち高さ 120cm の面積 0.2 m²）

※1 貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付期間の更新はしない。

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

(4) 参考データ（山形市児童遊戯施設べにっこひろばの概要 2019年4月現在）

ア 利用可能日 毎月第2木曜日と元旦の休園日を除く

イ 利用可能時間 利用可能日の9:00~19:00

ウ 利用者数 2017年度 254,884人 2018年度 262,554人

エ 年間販売本数 新規設置

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他これらに準ずる者でないこと。

(3) 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税及び国税を滞納していないこと。

- (4) 入札公告の日から過去2年の間に、2回以上にわたって国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、誠実に管理運営を行った実績を有している者であること。
- (5) 入札に付する自動販売機で販売する商品に関し、法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可を有していること。

3 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式2）及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 受付期間

2019年5月14日(火)から2019年5月24日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

山形市樋越22番地 電話 023-674-0220

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格確認申請書（様式2）	○	○
2	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○
3	登記事項証明書（現在事項証明書）	○	×
4	山形市税及び国税の滞納がないことの証明書類	○	○
5	誓約書（様式3）	○	○
6	業務実績書（様式4）	○	○
7	設置する自動販売機の仕様書又はカタログ（回収ボックスの仕様・寸法を含む。）	○	○
8	委任状（様式5）	注	×
9	法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していることを証明する書類	○	○

注 本社が支店等に権限を委任する場合に必要となります。

※1 2、3、4については、発行3か月以内の原本とします。

※2 山形市の「競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」に登録されている場合は、2～6までの書類の提出を省略できます。

(4) 提出部数 1部

(5) 入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式7）により通知する。

4 質問及び回答について

(1) 提出方法

質問書（様式6）を持参又は電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2019年5月24日（金）17時到着分まで

直接持参の場合は、毎日9時から17時まで受け付けます。

※ 上記期限以降に提出された質問は、受け付けしませんのでご注意ください。

(3) 質問者への回答

質問書を受け付けた日の翌日から起算して3日目までに電子メール等で個別に回答書(様式6-2)により回答する。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、2019年5月27日(月)までに山形市HP内のべにっこひろばブログに掲載する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 日時

2019年5月28日(火)10時30分から

詳細は下記日程のとおりとし、入開札は、物件番号順に順次行う。また、必要に応じて再度入札を行う。

物件	入札開始時間
1	午前10時30分
2	午前11時00分

(2) 場所 山形市樋越22番地 山形市児童遊戯施設べにっこひろば 相談室

(3) 入札書の記載方法

ア 入札書は、指定の入札書(様式9)に必要事項を記載すること。

イ 入札書には、希望貸付料率(%で小数点第1位まで)を記載すること。

なお、貸付料率は、市に支払う貸付料を算定するために、売り上げ(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績額の108分の100に相当する額)に乗じる割合です。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書(様式9)に必要事項を記載・押印すること。

イ 入札書を封印する封筒(長形3号の定型封筒)の表面に、①「入札件名及び物件番号」(件名は「自動販売機設置に係る市有財産の貸付け」とし、設置施設名称と入札する物件番号を併記する。)、②「入札書」、③「入札者の氏名(法人の場合は当該法人の所在、名称又は称号及、代表者名)」を記載し、上記アの入札書を封印すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書(様式7)の写し1部を、入札前に提出すること。

エ 代理人が入札する場合は、委任状(様式9-2)1部に必要事項を記載・押印し、入札前に提出すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札の参加資格のない者の入札
- ・同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ・金額を訂正した入札
- ・金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札
- ・入札に際して不正の行為があった入札
- ・その他入札条件に違反した入札

(6) 再度入札

予定貸付料率以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された貸付料率が市の定める予定貸付料率以上で、かつ、最高の貸付料率をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 契約に関する事項

(1) 契約書(案) 別紙のとおり

(2) 契約書は1物件ごとに作成する。

(3) 契約書取り交わし時期 落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとする。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が前記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

(5) 契約に要する一切の経費等は、落札者の負担とする。

8 その他 提出された申請書等は返却しません。

9 問い合わせ先

〒990-0815

山形市樋越 22 番地

山形市児童遊戯施設べにっこひろば 担当：土肥

TEL：023-674-0220

FAX：023-674-0221

E-mail benikko@ikuji-land.jp

(2) 【仕様書】

仕 様 書

自動販売機設置に係る市有財産の貸付（山形市児童遊戯施設べっこひろば）

1 貸付場所の概要

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市児童遊戯施設 べっこひろば 山形市樋越 22 番地	2019年 6月 1日から 2022年 3月 31日まで	休憩室	食品汎用機 1台	1.50 m ² /台 *下記参照
2	山形市児童遊戯施設 べっこひろば 山形市樋越 22 番地	2019年 6月 1日から 2022年 3月 31日まで	休憩室	アイスクリーム（冷菓） 1台	1.50 m ² /台 *下記参照

*1.50 m²（うち高さ 120cm の面積 0.2 m²）

※1 貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付期間の更新はしない。

2 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ

幅 1.5m、奥行き 1.0m 以内とし、自動販売機の放熱余地、転倒防止板及び回収ボックスに必要な面積は、貸付面積に含むものとする。

ただし、回収ボックス設置個所については、高さが 120cm とする。

(2) デザイン 周辺環境（外観色を含む。）に配慮したデザインとする。

(3) 環境対策

ア 省エネルギー

センサーコントロールによる照明の自動点滅・減光又は閉庁時間帯のタイマー制御による照明の消灯及びピークカット並びに真空断熱材やヒートポンプ採用など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ フロン対策

冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びフロンを使用していないこと。

なお、冷媒には、地球温暖化への影響の少ない低GWP（地球温暖化係数）冷媒である二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として使用する機種が望ましい。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止対策を施すこと。

イ 食品衛生

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）などの関係法令等を遵守し、販売商品

の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変などにより、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 回収ボックスの設置

ア 回収ボックスの設置

販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、販売種別に応じた数の回収ボックスを設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) その他使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、設置者が適切に回収し、処理する。

(6) 自動販売機の管理運営

ア 設置する自販機には、販売し管理するものの連絡先を自動販売機の見やすい位置に明記すること。

イ 設置者は、商品の補充及び変更、現金の回収・補充並びに自動販売機内部・外部及び貸付場所の清掃を行うこと。

ウ 設置者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

エ 設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目の種類及び形態

物件番号1

- ・ ゼリー、菓子、食品類の食品汎用機とする。
- ・ 販売品目の詳細については、契約後に協議のうえ決定するものとする。

物件番号2

- ・ アイスクリーム（冷菓）販売機とする。
- ・ 販売品目の詳細については、契約後に協議のうえ決定するものとする。

(2) 販売価格

標準販売価格とする。

4 賃貸料

設置する自動販売機の月ごとの売上金額に提案のあった貸付料率を乗じて得た額に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

5 光熱水費

光熱水費は、設置者が設置する計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）で計測した使用量に基づき算定した額とし、賃貸料とは別に徴収する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上実績の報告

設置者は、売上報告書（指定様式）により自動販売機の月ごとの売上本数及び金額を、四半期最終月の翌月の10日までに報告する。

8 費用負担

自動販売機及び電気料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては、貸付者の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、借受財産返還届を提出し、原状に回復して貸付者の確認を受けなければならない。

10 設置した自動販売機に係る事故

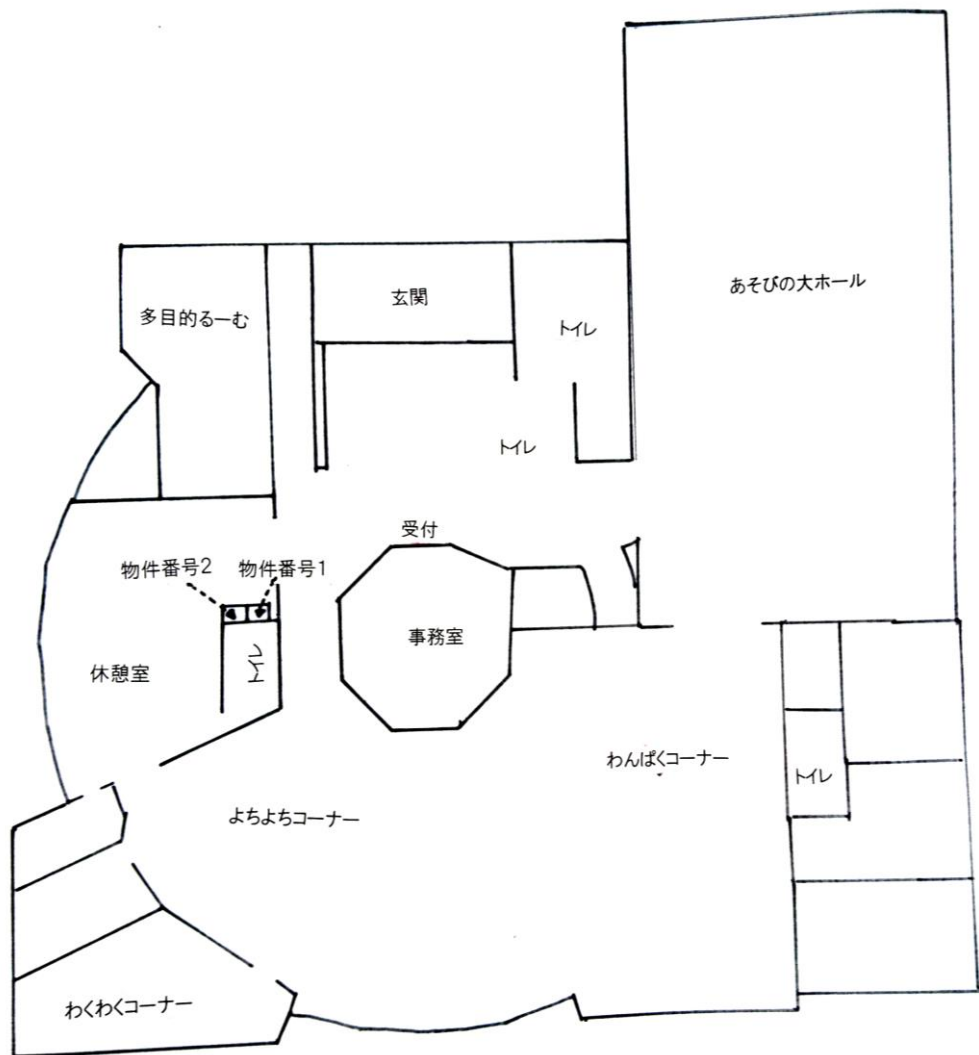
貸付者の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 貸付者の責に帰することが明らかな場合を除き、貸付者は、その責を負わない。

(2) 設置者は、自動販売機及び当該自動販売機内の商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭が盗難又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(3) 【自動販売機設置位置】



○物件番号1

自販機分 幅1.3m 奥行き1.0m

回収ボックス分 幅0.4m 奥行き0.5m 高さ120cm

○物件番号2

自販機分 幅1.3m 奥行き1.0m

回収ボックス分 幅0.4m 奥行き0.5m 高さ120cm

(4) 【入札参加資格確認申請関係書類】

様式 2

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 特定非営利活動法人
やまがた育児サークルランド

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(法人の場合は法人名及び代表者の職氏名)

(担当者)

担当部署

担当者氏名

電話番号

下記の貸付けに係る一般競争入札に参加したいので、入札参加資格確認資料を添えて申請します。

記

- 1 件名及び物件 自動販売機設置に係る市有財産の貸付
(山形市児童遊戯施設べにっこひろば)

参加を希望する番号を○で囲む。

物件番号	貸付け施設	貸付け箇所
1	山形市児童遊戯施設べにっこひろば	休憩室
2	山形市児童遊戯施設べにっこひろば	休憩室

2 添付書類

- (1) 登記事項証明書(法人の場合) 市町村発行の身分証明書(個人の場合)
- (2) 市税及び国税の滞納がないことの証明書
- (3) 誓約書(様式3)
- (4) 業務実績書(様式4)
- (5) 設置する自動販売機の仕様書又はカタログ
- (6) 委任状(支店等に権限を委任する場合)(様式5)
- (7) 法令等の規定による許認可等を証する書類(資格が必要な商品を販売する場合)

注 1 (1)、(2)の書類は、3か月以内に発行されたもの。

2 山形市の「競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)」に登録されている者は、上記(1)～(4)までの書類を省略できる。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 特定非営利活動法人

やまがた育児サークルランド

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(法人の場合は法人名及び代表者の職氏名)

所有者山形市から特定非営利活動法人やまがた育児サークルランドが借り受けた山形市児童遊戯施設ベにっこひろばの一部面積に自動販売機を設置するための借受市有財産の転貸借の一般競争入札参加への参加申請に当たり、下記に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 当該一般競争入札に係る公告の日から過去3年の間及び当該一般競争入札に係る公告の日の翌日から参加申請の日までの期間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立ての手続中の者でないこと。
- 4 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（山形市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- 5 暴力団（山形市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- 6 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。
- 7 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- 8 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

業 務 実 績 書

年 月 日

(宛先) 特定非営利活動法人

やまがた育児サークルランド

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(法人の場合は法人名及び代表者の職氏名)

過去2年の間に、2回以上にわたって国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、管理運営した実績については、下記のとおりです。

なお、別添のとおり、実績を証する書類を添付します。

設置場所 の所有者	設置施設 の名称等	所在地	設置台数	設置期間

(記載上の留意点)

- (1) 山形市の施設での実績があれば当該実績を優先して記載すること。
- (2) 複数の実績がある場合は直近の実績を優先して記載すること。
- (3) 「設置場所の所有者」欄の記載は次のとおりとすること。
 - ・国又は地方公共団体の場合は省庁名又は都道府県・市町村名を記載
 - ・設置期間は「○年間」又は「○年△月間」と記載し、設置継続中の場合は設置開始時から本実績書提出時までの設置期間を記載
- (4) 実績を証する書類として、自動販売機の設置を使用目的とした使用許可書又は契約書の写しを添付すること。

委 任 状

年 月 日

(宛先) 特定非営利活動法人
やまがた育児サークルランド

委任者 所在地
(本社) 商号又は名称
代表者職氏名

実 印



私は、下記の者を代理人と定め、下記貸付物件に関して、次の権限を委任します。

記

1 貸付物件

物件番号	施 設 名 称	設 置 場 所

2 受任者 (支店等)

所在地
商号又は名称
職氏名

受任者印 (使用印鑑)



3 委任事項

- (1) 入札参加資格確認申請に関する事項
- (2) 入札及び見積に関する事項
- (3) 契約締結に関する事項
- (4) 貸付料に関する事項
- (5) その他契約に関する一切の事項

注) 上記委任事項のうち委任しない項目については、押印のうえ抹消すること。

質 問 書

(宛先) 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド

「山形市児童遊戯施設べにっこひろば」自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

質 問 者	会社名	
	所在地	
	所属／担当氏名	
	電話番号	
	Eメールアドレス	

件 名	内 容
仕様書中 ページ	
仕様書中 ページ	
仕様書中 ページ	

回 答 書

年 月 日

〇〇〇〇 様

特定非営利活動法人
やまがた育児サークルランド

「山形市児童遊戯施設ベにっこひろば」自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書等への質問について、下記のとおり回答します。

記

質問事項	回 答

年 月 日

〇〇〇〇 様

特定非営利活動法人
やまがた育児サークルランド

入札参加資格確認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のあった入札参加資格確認申請について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

件 名	自動販売機設置に係る市有財産の貸付 (山形市児童遊戯施設べにっこひろば)	
年度及び物件番号	2019年度	物件番号
入札参加資格の有無	有	無
	入札参加資格がないと認めた理由	

※入札の際は、同封の「入札参加にあたっての留意事項」を熟読のうえ参加願います。

入札参加にあたっての留意事項

以下の事項をご承諾のうえ、入札に参加願います。

1 はじめに…

この入札の対象となる本賃貸借契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により行う、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（敷地への設置の場合には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条の規定に基づく土地賃貸借契約）です。

2 入札貸付料率は…

入札貸付料率は、市に支払う貸付料を算定するために、売上げ（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績額の 108 分の 100 に相当する額）に乗じる割合です。

3 入札回数は…

落札者がいない場合、2 回まで入札を繰り返します。

4 入札にあたって…

(1) 入札の参加

入札参加者は、指定した時刻までに指定した場所に出席することとし、入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

(2) 入札書への貸付料率の記入方法

入札書には、希望貸付料率を記入します。

なお、落札者と契約する月ごとの貸付料は、自動販売機の月ごとの売上金額に落札貸付料率を乗じて得た額に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

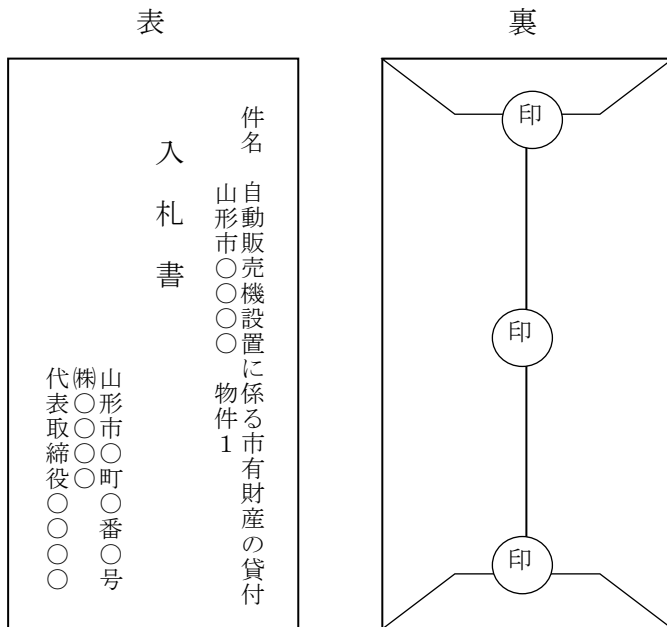
(3) 入札書に記入する数字及び記載事項の訂正

入札書に記入する数字は、アラビア数字を用います。

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に 2 線を引き押印のうえ、上部に正書してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式9）を封印する封筒（長形3号の定型封筒）の表面に、①「入札件名及び物件番号」（件名は「自動販売機設置に係る市有財産の貸付け」とし、設置施設名称と入札する物件番号を併記する。）、②「入札書」、③「入札者の氏名（法人の場合は当該法人の所在、名称又は称号及、代表者名）」を記載し、上記アの入札書を封印すること。下記の図を参照。



- ※ 封筒（裏）の封印は、代表者の代表印を押印してください。
- ※ 代理人が出席する場合は、代理人の印鑑を押印してください。
- ※ 封印がない場合は入札書が無効になる場合がありますのでご注意ください。

イ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式7）の写し1部を、入札前に提出すること。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状（様式9-2）1部に必要事項を記載・押印し、入札前に提出すること。下記の図を参照。

入 札 書

年 月 日

山形市長

住所 山形市〇〇〇
 商号 株式会社〇〇〇
 氏名 代表取締役〇〇〇〇
（法人の場合は法人名及び代表者の氏名）
代理人 〇〇〇〇 ㊟

注)

①代表者の押印は、必要ありません。

②代理人の印鑑は必ず押印してください。

※委任状にある代理人使用印鑑を押印してください。

※代理人の印鑑がない入札書は無効になる場合があります。

(5) 入札書の引換え等の禁止

提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する参加者の入札は無効とします。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ウ 金額を訂正した入札
- エ 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札
- オ 入札に際して不正の行為があった入札
- カ その他入札の条件に違反した入札

(7) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

- ア 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。
- イ 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- ウ 入札において、参加者が一者であるとき。
- エ その他市長が必要と認めるとき。

(8) 費用の負担

入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前号の規定により入札を中止した場合も、同様とします。

(9) 入札時の持参書類等

- ア 入札参加資格確認通知書
- イ 身分証（免許証等）
- ウ 入札書及び入札書を入れる封筒
- エ 委任状（代理人の方が入札される場合）
- オ 委任状に押印した代理人の印鑑（代理人の方が入札される場合）

(5) 【入札書、委任状】

様式9

入 札 書

年 月 日

(宛先) 特定非営利活動法人

やまがた育児サークルランド

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(法人の場合は法人名及び代表者の職氏名)

記

件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付 (山形市児童遊戯施設べにっこひろば)

物件 番号		貸付 料率			■		%
----------	--	----------	--	--	---	--	---

(注) 自動販売機の売上げに対する貸付料率(%で小数点第1位まで)を記載してください。

注 (1) 本書は封筒に入れ、封筒の表面に「入札書」の文字及び住所、氏名を記載し、封印すること。

(2) 委任を受けて入札する場合は、代理人名で記入押印すること。

(3) 記名押印のないもの及び入札貸付料率を訂正したものは、無効とする。

委任状

年 月 日

(宛先) 特定非営利活動法人

やまがた育児サークルランド

住 所

商号又は名称

氏 名

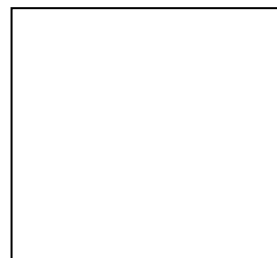
印

(法人の場合は法人名及び代表者の職氏名)

都合により当社の_____を代理人とし、次の権限を委任します。

記

- 1 (件名) 自動販売機設置に係る市有財産の貸付 (山形市児童遊戯施設べにっこひろば)



代理人使用印鑑

(別紙)

市有財産転貸借契約書(案)

転貸人 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド(以下「甲」という。)と転借人 _____(以下「乙」という。)とは、次の条項により山形市有財産について借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条第1項の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結する。

(転貸借物件)

第1条 甲は、所有者 山形市(山形市旅籠町二丁目3番25号)から貸借中の下記表示の物件を乙に転貸し、乙はこれを転借する。

物件番号	名称	所在地	財産の種類	貸付箇所	貸付面積
1	山形市児童遊戯施設べにっこひろば	山形市樋越22番地	建物	休憩室1か所 (別図参照)	約1.5㎡
2	山形市児童遊戯施設べにっこひろば	山形市樋越22番地	建物	休憩室1か所 (別図参照)	約1.5㎡

(転貸借期間)

第2条 転貸借期間は、2019年6月1日から2022年3月31日までとする。

(指定用途等)

第3条 乙は、転貸借物件を別紙「仕様書」に基づき、自動販売機の設置及び管理(以下「指定用途」という。)のために使用しなければならない。

(契約の更新等)

第4条 本契約は、第2条に定める転貸借期間の満了時において契約の更新(更新の請求及び転貸借物件の使用の継続によるものを含む。)は行われず、転貸借期間の延長も行われぬものとする。

2 第2条の規定にかかわらず、転貸借期間内であっても、甲と所有者との間の賃貸借契約が終了したときは、本契約も同時に終了するものとする。

(貸付料及び支払)

第5条 貸付料は、月ごとの自動販売機の売上金額に貸付料率__パーセントを乗じて得た額に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、乙は、甲が四半期ごとに発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。

2 乙は、前項に定める納期限までに貸付料を甲に納入しない場合には、当該納期限の日の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した額の延滞損害金を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(売上報告書の提出等)

第7条 乙は、本契約に係る自動販売機の売上状況を3か月ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月の10日までに、甲の指定する報告書により甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙から前項の報告書(以下「売上報告書」という。)の提出を受けたときは、当該売上報告書に係る貸付料を取りまとめ、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(計量器の設置及び光熱水費並びにその支払)

第8条 乙は、自動販売機に係る光熱水費を負担するものとする。

2 乙は、自動販売機に係る電気等使用量を計測するための計量器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)を設置するものとし、当該計量器の設置に係る費用を負担するものとする。ただし、甲が計量器を設置しないこととした場合は、この限りでない。

3 甲は、前項の計量器又は定格消費電力に基づき甲が定める光熱水費算定方法により光熱水費を計算するものとする。

4 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、第2項の計量器の設置に係る費用及び前項の光熱水費(次項において「光熱水費等」という。)を甲に支払わなければならない。

5 第5条第2項の規定は、乙が前項に定める期日までに光熱水費等を支払わない場合について準用する。

(費用負担)

第9条 自動販売機及び容器回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 前条第2項の計量器の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第2条に定める転貸借期間の初日に転貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(瑕疵担保等)

第11条 乙は、本契約の締結後、転貸借物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。自動販売機及び容器回収ボックス並びに乙が施した造作についても同様とする。

(管理義務等)

第13条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意義務をもって維持し、保全しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙から前項の規定による申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認の可否について書面により乙に通知するものとする。

4 前3項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、乙は、甲にその費用の償還等を請求しないものとする。

(第三者への損害の賠償義務)

第14条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(滅失又は毀損の報告)

第15条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、直ちにその状況を甲に報告するものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機、容器回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品又は当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭(以下「商品等」という。)の盗難又は毀損について、その責を負わない。この場合において、乙は、乙の負担において商品等の盗難又は毀損について解決しなければならない。

(実地調査等)

第17条 甲は、賃貸借物件について随時使用状況等を実地に調査し、又は乙に対し必要な報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第3条に定める指定用途又は第13条第1項に定める管理義務に違反したときは、貸付料の3か月分に相当する額として甲が算定した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、違約罰であって、第14条及び第22条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、転貸借物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が山形市暴力団排除条例(平成23年市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 山形市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。

3 甲は、乙が本契約の解除を申し出たときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は、本契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の6か月前までに書面により行うものとする。

(返還及び原状回復の義務)

第20条 乙は、第2条に定める転貸借期間が満了したとき、又は甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する日までに転貸借物件を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復させることが適当でないとき、この限りでない。

2 乙は、その責に帰すべき事由により、転貸借物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、乙の負担において転貸借物件を原状に回復しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 前条第1項の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件のために支出した改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙は、これを甲に請求しないものとする。

2 本契約が終了した場合において、乙が施した造作については、第13条第2項の甲の承認の有無にかかわらず、乙は、甲に対し、その買取りの請求をすることができない。

(損害賠償)

第22条 乙は、その責に帰すべき事由により、転貸借物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、転貸借物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が転貸借物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が第19条の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対し、その補償を請求しないものとする。

(変更の届出)

第23条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他本契約の当事者としての事項について変更が生じたときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を怠ったために甲からなされた通知、送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(秘密の保持等)

第24条 乙は、本契約を履行する上で知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第26条 本契約について訴訟等を行う場合は、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形市七日町1-1-1
特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド
代表 野口 比呂美

乙

